

きのこセイモン居宅介護支援事業所

～重要事項説明書～

《令和 6年 4月 1日現在》

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0866-65-0034
担当 小林 浩子
※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. きのこセイモン居宅介護支援事業所(名称)の概要

(1)居宅介護支援事業所(名称)の概要

事業所名	きのこセイモン居宅介護支援事業所
所在地	岡山県井原市西方町1424-1
介護保険指定	居宅介護支援(3370700662)
サービスを提供する地域	井原市(芳井町、美星町を除く)

(2)同事業所の職員体制

管理者(主任介護支援専門員)	1名
介護支援専門員 (主任介護支援専門員を含む)	4名以上

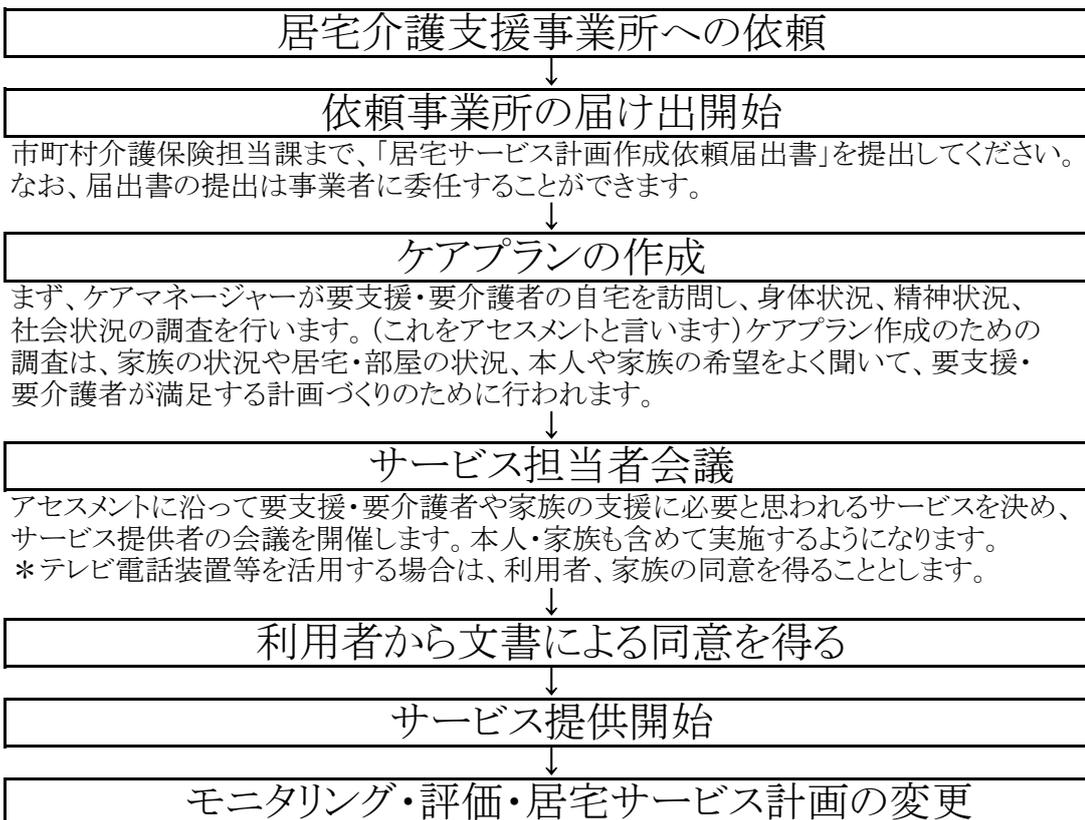
(3)営業時間

平日・土曜日・祝日 午前8時30分～午後5時30分

日曜日・年末年始(12月30日～1月3日)はお休みです。

※ 緊急時等、営業時間外での相談は上記電話番号で携帯電話に転送され、24時間電話対応ができる体制を整えています。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービスの提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ ただし保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、【別紙1】の通りとなります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

また10キロメートルを超えて事業の実施は行いません。

(3) 解約料

利用者の方は、いつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

5. 秘密保持

(1) きのこセイモン居宅介護支援事業所の介護支援専門員や、その他の職員は、利用者又はその家族の方から提供していただいた情報(秘密)を漏らすことのないようにいたします。

(2) きのこセイモン居宅介護支援事業所は、介護支援専門員や、その他の職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らすことがないようにいたします。

(3) きのこセイモン居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書によりいただいてから用います。

6. 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ◎ 要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮させていただきます。
- ◎ 心身の状態、環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉等のサービスが総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとします。
- ◎ 事業の実施にあたっては市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- ◎ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行うものとします。

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
調査(課題把握の方法)	-	独自の課題分析票を使用しています
介護支援専門員への研修の実施	○	行政、社協等主催の研修に参加しています
公平中立なケアマネジメントの実施	○	複数の指定居宅サービス事業者等を紹介します
		居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由を説明します
		前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成した居宅サービス計画における、訪問介護等(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合を説明します
		希望される場合は立書でお渡しします

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

担当 主任介護支援専門員 小林 浩子 電話 0866-65-0034
Fax 0866-65-0035

(2) その他の相談又は苦情に対する窓口

・井原市 介護保険課 電話 0866-62-9519
Fax 0866-62-9310

・岡山県国民健康保険団体連合会
岡山県岡山市北区桑田町17番5号
岡山県国保会館
電話 086-223-8811
Fax 086-223-9105

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情処理台帳に記載する。
- ② 苦情についての事実確認を行う。
- ③ 苦情処理方法を記載し、管理者が決裁する。
- ④ 苦情処理について関係者及び介護支援専門員との連携を行う。
- ⑤ 苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
- ⑥ 苦情処理は1日以内に(遅くとも1週間以内)に行われることを原則とする。
- ⑦ 苦情処理について成果等を台帳に記録する。

(4) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ① サービス事業者に苦情報告と改善について指示を行う。
- ② サービス事業者が苦情によって改善されない場合、又は改善に相当の期間を要し、利用者が了承しない場合は、利用者に説明し、他のサービス事業者を選択して利用してもらうようにする。

8. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供に対して、事故が発生した場合は、速やかにご家族にご連絡さしあげます。また、県、当該市町村、サービス事業所へも連絡を行います。

当事業所の提供する指定居宅介護支援により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

- ① 事故発生時、慌てず状況を判断し緊急を要する時は直ちに119番へ連絡する。
- ② 事業所管理者に連絡する。
- ③ 事業所管理者は家族に連絡する。
- ④ 県、市町村、サービス事業所へ連絡する。

9. 医療系サービス等について

医療系サービスの利用を希望される場合、医師等へ意見を求めるようにします。

医療サービスを利用される場合、医師への指示がある場合に限り計画に盛り込みます。

医療系サービスを計画に位置付ける場合医師等の医学的観点からの留意事項がある場合これを最大限尊重し計画を作成します。

医療系サービスを計画に位置付ける場合は意見を求めた医師等に居宅サービス計画書を交付します。

10. 医療機関との連携について

サービス事業所等から伝達された利用者の状態、口腔に関する問題や服薬状況等について主治の医師や歯科医師、薬剤師等の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについては主治の医師等や歯科医師、薬剤師等へ情報伝達を行います。

11. 医療機関へ入院する場合のお願い

病院または診療所へ入院する場合には、円滑な在宅生活への移行を支援するためにも担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、ご協力をお願い致します。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施等取り組んでいます。

13.虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めています。
尚、虐待を発見した場合は速やかに行政に報告します。

14.雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組めます。

15.業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。

16. 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 新生寿会
代表者役職 氏名 理事長 佐々木 健
法人所在地 井原市木之子町2416番地1
電話番号 (0866)62-2200

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 井原市木之子町2416番地1
名称 社会福祉法人 新生寿会 印
理事長 佐々木 健
説明者 きのこセイモン居宅介護支援事業所
介護支援専門員
氏名 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。
また、個人情報に関しては、サービス担当者会議等正当な理由がある場合において、私に関する個人情報を利用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

(代筆者) 住所

氏名 印

代筆の理由 ()

ご家族の同意

サービス担当者会議等において、家族に関する個人情報を利用することに同意します。

令和 年 月 日

家族氏名 印